

須山口登山道と須山御師について、文化13年(1816)の『御領主より御取糺之節申上書』で次のように報告されています。

「須山口登山道は古くからのことで、文武天皇の在位中、^{えんのぎとうじや}役行者が大島に流罪になった時、度々須山口より富士登山をしたと伝えられています。文明18年(1486)には、聖護院門跡道興法親王が須山口より登山したことが『廻国雑記』に書かれています。また、寛文年中に起きた富士郡との境界争いの際、幕府からの裁許絵図にも登山道の道筋が描かれています。御師については、いつからかということにははっきりしませんが古くから登山者の賄い宿を営み、冬は檀家回りをしています。」

安永5年(1776)の神主・御師名 『御師改帳』より

神主 渡部民部

御師 渡部隼人・杉山幸太夫・杉山大官坊・杉山三郎太夫・渡部伊左衛門・杉山長太夫

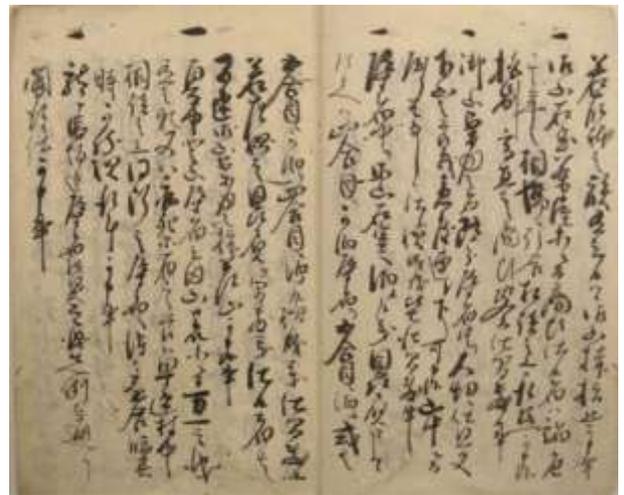
土屋伊太夫・土屋半太夫・土屋久太夫・土屋平太夫・土屋新井坊・土屋善右衛門

富士登山を中心とした仕事は、須山村にとって重要な産業であり、収入源でした。御師を中心に^{せんだつ}先達・^{ごうりき}強力・^{かろじり}軽尻・^{かご}馬駕籠人足・茶屋・店など村を挙げての体制ができていたと思われます。村では、「登山道の整備をしっかりと行うこと、先達・強力^{ごうりき}の者は定められた賃銭以外の祝儀をねだってはいけない、石室や茶屋で商売する者は相場に応じて値段を決め高値をつけないこと、旅人を大切にして下山まで責任をもって世話すること、夏中は忙しくなるので物事に念を入れること、博奕をしてはいけない」などの掟を定め、毎年、浅間神社にて村民全員で確認し、破る者は山での商売を禁止しました。

世界遺産登録以来、静岡・山梨両県は環境保全の財源として任意で1000円の協力金をお願いしていますが、江戸時代は御山役という名で入山料を全員から徴収していました。その証拠となる史料が御師家と須山区に残されていました。通称『山切手』と呼ばれ、南口(須山口)にて山役銭を支払ったという領収書で、登山者はこれを山頂の嶽役所の役人に渡しました。60文という記録があり、現在の2000円相当かと思われます。須山口で徴収された山役銭の何割かは、富士山8合目以上を所有

していた富士宮の富士山本宮浅間大社に上納されました。『覚』は浅間大社の役人より須山村に出された文書で、山役銭59貫372文を受け取ったことが記されています。

このように江戸時代、富士登山での商売のルールがしっかり定められていたこと、そして入山料のしくみが整えられていたことがわかります。



『富士山須山口掟取極連判帳』



『山切手』



『覚』 浅間大社からの山役銭の受領書